

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（令和7年6月分）

[illegible]

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 統合型G I S コンテンツ大阪市公共基準点成果表連携業務委託

2 契約相手方

株式会社 パスコ

3 随意契約理由

本業務委託は、地理空間情報を収集、管理、分析するためのシステムである統合型G I Sとその一部の機能を活用して、大阪市に特化した地理情報を提供する「マップナビおおさか」を構築した株式会社パスコへ「大阪市公共基準点成果表」（以下「成果表」という。）のP D Fデータを提供し、「マップナビおおさか」の掲載マップの1つである「公共基準点配点図」から閲覧等できるように連携させる業務を委託するものである。

「公共基準点配点図」は、測量等で重要となる公共基準点を設置した場所を示す位置図であり、「成果表」は公共基準点の詳細な位置情報等を示したもので、建設局総務部測量明示課（A T C庁舎）の窓口でのみ閲覧が可能となっているため、市民サービスの向上とD X推進の観点から「公共基準点配点図」に「成果表」を連携させ、閲覧及び印刷が可能となるよう、マップナビおおさかで公開することとした。

上記事業者は、マップナビおおさかの構築業者であり、システム及びデータ処理等全体を把握し、データ搭載処理を円滑に実施するための技術的知識を有する唯一の業者であることから、同社と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局総務部測量明示課（電話番号 06-6615-6653）

随意契約理由書

1 案件名称

下水道総合情報システムデータ移行支援業務委託

2 契約相手方

三菱電機株式会社 関西支社

3 随意契約理由

大阪市建設局で運用している下水道総合情報システム（以下「現行システム」という。）は現在再構築中であり、新システムは令和8年3月1日稼働予定である。

本業務は現行システムに保管された既存データの抽出や加工等を行い、新システムへの円滑な移行作業を支援するものである。

なお、現行システムは三菱電機株式会社が同社で保有するパッケージソフトを基に開発したシステムであることから、上記業務を実施するにあたって同社保有の技術が必要不可欠であり、他業者では実施することはできない。

以上のことから同社に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部企画課 DX 推進担当（電話番号：06-6615-6421）

随意契約理由書

1 案件名称 大阪市自転車通行環境整備計画の改定に伴う道路空間再配分検討等業務委託

2 契約相手方 パシフィックコンサルタンツ株式会社 大阪本社

3 随意契約理由

本業務は、道路空間の再配分を考慮した設計及び双方向通行自転車道の整備に向けた検討を行うものである。

交通状況調査・交通シミュレーションを行い、歩行者・自転車の流動を分析したデータに基づき、道路の利用状況を分析し、道路幅員の中で車道・歩道・植樹帯に加えて自転車の通行空間に必要な幅員を確保し、本市道路構造条例の特例値等から断面構成を決定する。そのため、業務遂行には、総合的かつ複合的な判断を要することから、技術者の経験・技術力が必要となる。

本業務で実施する双方向通行自転車道の整備に向けた検討は、国内で確立された手法はなく、特に円滑な交通処理を確保するための社会実験の計画策定については、標準的な業務手法が定められない業務である。

したがって、通常の業務とは異なり、価格競争により受注者の技術力低下が生じると業務目的を達成することができない業務である。

本業務について、令和6年12月17日の契約事務審査会において審議を行った結果、公募型プロポーザル方式にて、受託者の選定を行うこととなった。また、学識経験者等により構成する選定委員会において意見を聴取した結果を踏まえ、パシフィックコンサルタンツ株式会社大阪本社を受託者として選定した。

上記を踏まえ、パシフィックコンサルタンツ株式会社大阪本社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結する。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局道路河川部道路課（交通安全施策担当）（電話：06-6615-7699）